

【保育が必要なことが確認できる書類一覧】

下表の状況に応じた書類を**保護者（※父母両方）**について、ご提出ください。

兄弟姉妹で通園している場合でも、提出書類は1部で結構です。

状況	提出書類
1 就労 * <u>週3日以上かつ1日4時間以上の就労を常態している場合に限る</u>	就労証明書（原本） （※令和5年度より様式が変更になります。） ※ <u>勤務先の事業者が記入するものです</u> （自営業の方を除く）。 （1）証明日が提出日以前より6か月以内のもの （2）不規則勤務等はシフト表の写しを添付 （3）自営業を新規で開始する場合は開業届等の写しを添付 （4）内職は委託元で証明を受けたもの ※消えるボールペン・修正液等は使用不可
2 育児休業 * 育児休業対象児が、1歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの期間が対象	就労証明書（原本） （※令和5年度より様式が変更になります。） ※就労に準じる ※育児・介護休業法に定める育児休業が対象
3 出産 * <u>出産要件は、出産予定月とその前後2か月間</u> が対象（多胎児の場合は、 <u>出産予定月とその前後3か月間</u> ）	母子健康手帳（写し） ※氏名と出産予定日が確認できる部分
4 疾病 * 疾病要件は、疾病により保育が必要な期間が対象	医師の診断書（原本） 証明日が提出日以前より6か月以内のもの
5 障害	障害者手帳（写し） ※氏名と等級が確認できる部分 （1）身体障害の場合は身体障害者手帳（1～4級） （2）精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳（1～3級） （3）知的障害の場合は愛の手帳（1～4度）
6 介護・看護	医師の診断書（原本）、障害者手帳（写し）又は、介護保険証（写し）のうち1点 ※介護等を受ける方の氏名と等級が確認できる部分 （1）医師の診断書、障害者手帳は「4 疾病」、「5 障害」に準じる （2）高齢による介護の場合は介護保険証（要介護1～5）
7 就学・職業訓練 * 就学要件は、就学により保育が必要な期間が対象 * <u>週3日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態している場合に限る</u>	在学証明書（原本）及び時間割表等（写し） （1）証明日が提出日以前より6か月以内のもの （2）通信教育で在学証明書が発行されない場合は、氏名、履修期間、内容が確認できる書類（写し）を提出
8 求職 * <u>求職要件は、求職開始月を含めた3か月間</u> が対象	求職活動報告書
9 災害復旧	り災証明書（任意様式）